

居住支援法人の活動支援（R3年度居住支援法人活動支援事業）

- 予定している活動項目（①～③）に応じて、**支援体制の整備（基本項目）**と**実績見込みの設定（加算項目）**により年度当初の交付決定額を一旦決定。（中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。）
- 補助累計年数が5年を超える法人については補助額を90%に調整 ※赤字はR3年度及びR3年3月の拡充事項

補助上限額1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付
 ※ 外国人の入居の円滑化に係る活動、**孤独・孤立対策として見守り等**または**空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営**を実施する場合は、**補助上限額1,200万円**

基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要

活動項目	事業内容
① 入居前支援【必須】 200万円※	相談窓口や訪問等による相談対応、不動産店への同行 等 <small>※刑余者、障がい者向け支援を実施する場合、各50万円を加算</small>
② 入居中支援【任意】 50万	訪問等による見守り、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援 等

①～②の組合せパターン（2つ）から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	300万円	①・②	350万円

【上記上限額適用の要件】担当者（複数人の合計でも可）が週30時間以上勤務していること（週30時間未満は1/2）

スタートアップ加算【基本項目上限額×1.1】

- 法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に10%を自動加算

加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

- ① 入居相談解決 [上限515万円]
 （入居した件数に応じて加算）
「解決件数」×「住宅の類型別の単価」（上限まで）
 - 民間賃貸住宅（1件あたり10万円）
 - セーフティネット住宅（1件あたり12万円）
 - サ高住・有料老人ホーム（1件あたり1万円）等
 ※一時宿泊施設・通所施設等は対象外
- ② セミナー、勉強会等開催・参加 [上限50万円]
 - ・活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等
- ③ 死亡・退去時支援 [上限50万円]
 - ・死後事務委任、家財、遺品の整理や処分等

特定加算項目※2【任意】

- 外国人向け居住支援 [上限200万円]
 - ・バイリンガル支援員等の雇用
- 支援付き住宅を運営する場合** [上限200万円]
 - ・サブリース方式により支援付きセーフティネット住宅を運営する場合
- 孤独・孤立防止対策** [上限200万円]
 - ・低所得者や高齢者、障害者、ひとり親世帯等への見守り等

※2 いくつか取り組む場合も加算額の上限は200万円